令和4年度 都市計画関連施策について

下野市都市計画課



目 次

1	各種計画について ・・・・・・・・・・・・・・2
2	まちづくりに関する庁内推進体制について・・・・・・・・
3	下野市将来都市構造図の実現に向けた取組について ・・・・・4
4	しもつけ産業団地の進捗について・・・・・・・・・・・・・・・・
5	公園遊具の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	都市計画審議会の開催スケジュールについて ・・・・・・7

1 各種計画について

(1) 都市計画に関連する主要計画

計画名	策定時期	計画期間
都市計画マスタープラン	H21.3 策定 H29.3 改定	H21 年度~R7 年度
立地適正化計画	H29.3 策定 H31.3 改定 R4.3 改定	H29 年度~R17 年度
都市交通マスタープラン	R4.3 策定	R4 年度~R23 年度
景観計画	R4.2 策定	定めなし
緑の基本計画	R4.3 策定	R4 年度~R22 年度

(2) 都市計画マスタープラン

- 都市マス改訂版が令和3年度で5か年経過した。
- ・ 都市マス改訂版の構想実現に向けた取組状況を確認し、今後の施策に 繋げる。なお、次期都市マス策定時には、現行の都市マス改訂版の結 果や成果を改めて取りまとめる予定であることから、今回は簡易的な とりまとめとし、計画変更は想定していない。
- ・ 取組状況はまとまり次第、都市計画審議会へ報告する。

(3) 立地適正化計画

- ・ 令和3年度で5か年経過した。
- ・ H29.3 策定時は都市機能誘導区域が設定され、H31.3 改定時には居住誘 導区域が追加で設定された。
- ・ 施策と事業の実施状況を確認するとともに目標値を中間計測することにより今後に繋げる。なお、令和3年度において、市役所敷地を居住・都市機能誘導区域に追加したほか、本計画の根拠法である都市再生特別措置法改正を受け防災指針を追加したことから、今回の計画変更は想定していない。
- ・ 今回の都市計画審議会へ報告する。

(4)都市交通マスタープラン

・ 今年度、庁内推進体制を確立し、施策の推進に取り組んでいく。庁内 で進捗を管理し、適宜、都市計画審議会へ報告する。

(5) 景観計画

- ・ 令和4年7月1日に市景観条例が施行となった。
- ・ 令和4年7月22日に第1回下野市景観審議会を開催した。
- ・ 庁内にて施策の進捗を管理し、景観審議会に報告する。

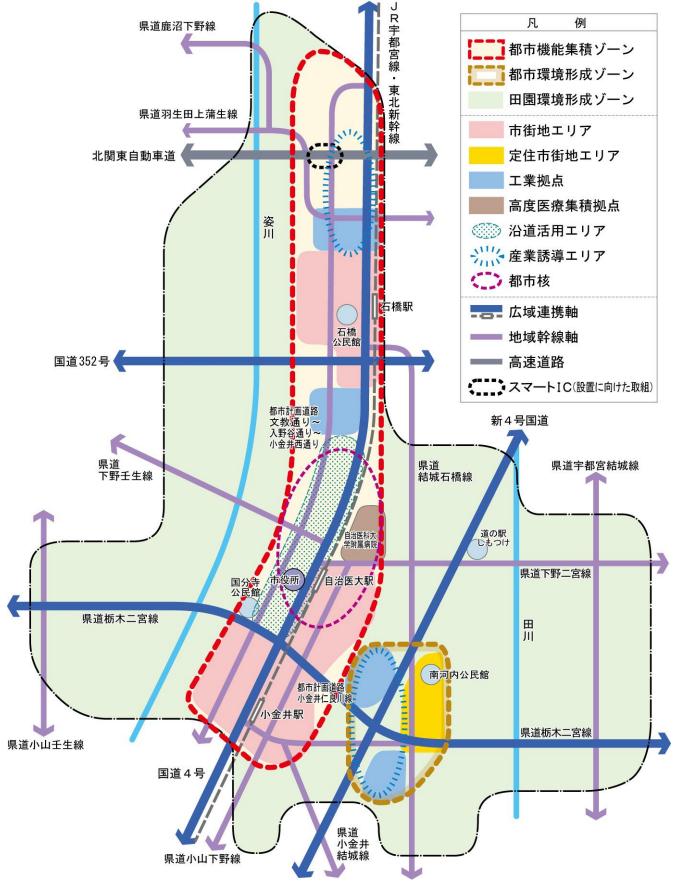
(6)緑の基本計画

・ 庁内にて施策の進捗を管理し、景観審議会に報告する(景観計画との 関連性が深いため)。

2 まちづくりに関する庁内推進体制について

- ・ 令和4年度は、各種計画の節目に当たるとともに、本市の将来を展望 した新たなまちづくりを具体的に進めていく重要な年度である。
- ・ そのため、庁内にて都市計画マスタープラン等に係る事務の協議・調整を綿密に行うことにより、もって本市のまちづくりの推進を図るため、庁内組織として、下野市まちづくり連絡調整会議を設置した。

3 下野市将来都市構造図の実現に向けた取組について



(1)都市核形成事業化検討

- ・ 自治医大駅周辺エリアは、市役所、自治医科大学、自治医大駅が立地 し、市の都市構造の中心となる拠点として「都市核」として位置づけ されている。特に、市役所及びその周辺は、市民の生活を支え、多く の人が集まるにぎわい創出の場として、計画的な土地利用推進を図る こととしている。
- ・ 令和3年3月に市役所が市街化区域に編入されたことなどを受け、都 市核として目指すべき具体的な方向性を定めていく必要がある。
- ・ 駅西側は市街化調整区域であるため計画的な土地利用を誘導することができず、JR宇都宮線や国道4号線等の利便性の高い交通環境を活かしきれていない。
- 計画的な土地利用を進めるには、地権者や地域住民等の地元ニーズを 十分に踏まえる必要がある。
- ・ そのため、勉強会を開催する等により地元とのコミュニケーションを 図り、地元意向を踏まえた当該地域の方向性の検討を行う。

(2) 石橋駅周辺及び小金井駅周辺

- 石橋駅周辺エリア及び小金井駅周辺エリアは、生活の利便性や市街地のにぎわい・活力を強化する拠点として位置づけられている。
- そのため、駅周辺の活力の維持・向上を図る必要がある。
- ・ 勉強会を開催する等により地元とのコミュニケーションを図りつつ、 地元のまちづくり機運の醸成を図る。

(3) 市街化調整区域における開発規制の一部緩和

- ・ 全国的に少子高齢化が進む中、人口減少が顕著な市街化調整区域の既 存集落では、その維持と活性化が喫緊の課題となっている。
- ・本市では、過疎化対策の一環として、平成27年3月31日付け都市 計画法第34条11号の規定に基づく区域指定(10地区)を行い、 これまで運用を図ってきた(別紙資料1-1参照)。
- ・ 今年度、下野市都市計画マスタープランにおける将来都市構造の理念に基づき、同計画における都市機能集積ゾーンの中及びその周辺で、 法第34条第11号の規定に基づく区域指定を新規に行う(別紙資料 1-2参照)。

4. しもつけ産業団地の進捗について

事業主体:栃木県土地開発公社

造 成 : 令和4年度~6年度(予定)

令和4年7月1日起工式举行

予約分譲 : 令和4年度末

面 積: 団地面積約33.3ha 分譲面積約24.3ha

用途地域 : 工業専用地域

詳 細 : 別紙パンフレットのとおり

5. 公園遊具の整備について

令和4年度は下記のとおり整備予定である(別紙1-3、1-4参照)。

(1) 公園施設整備事業

・定期的な安全点検に基づき、公園遊具の劣化箇所を修繕

・令和4年度は6箇所実施

(2) 公園施設長寿命化対策事業

・下野市公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具を更新及び修繕

計画期間:平成30年~令和9年度

対象公園:都市公園56箇所

・令和4年度は8箇所実施

6. 都市計画審議会の開催スケジュールについて

想定内容	時期
第1回審議会 ・都市計画関連施策の概要 ・立地適正化計画の進捗	8月4日
第2回審議会 ・都市計画マスタープランの進捗 ・開発行為許可基準の一部変更と区域指定	10月24日(月) 午前10時~
第3回審議会 ・開発行為許可基準の一部変更と区域指定	令和5年2月頃

- ・現在の任期は令和4年10月31日である。第3回審議会は、次期の任期による委員構成での審議会となる。
- ・想定している内容以外についても、議案が提出されることがある。